

令和 8 年度
第 1 回救急医療機関認定に係る検討会
会 議 録

令和 8 年 6 月 23 日

東京都保健医療局

(午後 11時00分 開会)

○救急災害医療課長 それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和8年度第1回救急医療機関認定検討会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の事務局を務めます、保健医療局医療政策部救急災害医療課長の道傳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はWeb会議とさせていただいておりますので、ご発言の際はお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ご発言のない時には、ハウリング防止のために、マイクはミュートにして会議にご出席いただきますようお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、恐れ入りますがビデオをオンにしてご参加いただければと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、初めに配布資料の確認をいたします。配布資料は次第に記載のとおりですが、万一、不足あるいは落丁等がございましたら、議事の途中でも結構ですので事務局にご連絡をください。

委員のご紹介となります。こちらはお手元の資料3、令和8年度救急医療機関認定に係る検討会委員名簿に替えさせていただきます。新たにご就任いただきました委員のみご紹介をさせていただきますので、一言頂ければと存じます。

東京慈恵会医科大学救急災害医学講座危機管理・救命分野主任教授、田上委員です。

○田上委員 慈恵医科大学の田上と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

○救急災害医療課長 三鷹市健康福祉部長、伊藤委員です。

○伊藤委員 4月の人事異動で三鷹市の健康福祉部長に着任をいたしました伊藤と申します。初めての参加となりますが、よろしくお願いいたします。

○救急災害医療課長 東京都保健医療局医療政策部医療安全課長、小澤委員です。

○小澤委員 保健医療局医療安全課長の小澤と申します。私もこの4月からの着任です。どうぞよろしくお願いいたします。

○救急災害医療課長 ご欠席の委員につきましては、中央区保健衛生担当部長兼保健所長、河合委員、警視庁交通部交通総務課長、砂田委員より事前にご連絡を頂いております。なお、砂田委員の代理として、伊藤様にご出席をいただいております。

次に会議の公開についてお諮りいたします。本検討会は開催要領の第9で原則公開となっておりますが、本日の内容も公開する形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます。なお、本日の検討会はおおむね30分程度を予定しております。それでは議事に入らせていただきます。

座長の三宅委員、以後の議事進行をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。それでは三宅のほうで議事に入らせていただきます。今回検討いただく医療機関は、切り替えが2件、更新が45件です。まず事務局より関係法令や認定までの流れ、これまでの手続きに関わる経過等について説明いただき、その後、

切り替えの医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局 事務局を務めます、保健医療局医療政策部救急災害医療課の深瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、検討に入る前に関係法令について触れさせていただきます。事前に配布させていただきました参考資料１、救急病院等を定める省令を併せてご覧いただければと存じます。

画面では、救急病院等を定める省令の抜粋部分を表示しております。厚生労働省令の第１条が救急医療機関の根拠となる部分です。「消防法第２条第９項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院または診療所」とあります。こちらの基準につきましては、大きく分けて四つの項目が救急医療機関としての要件となります。

１、救急医療について相当の知識および経験のある医師が常時診療していること。２、エックス線装置などの救急医療を行うために、必要な施設、設備を有していること。３、救急隊が傷病者を搬送しやすい場所にあつて、かつ搬入に適した構造設備であること。４、救急用の専用病床または優先病床を有すること。以上四つが必要となります。

次に、救急医療機関の認定要領です。こちらは東京都で定める救急医療機関認定事務取扱要領に基づいて行われております。スライドは申し出から認定までのフローとなります。

図の左側のルートですが、医療機関から保健所に申し出されますと、保健所によって調査が行われ、救急医療機関の適性を図る見地から総合的な意見を付しまして、申出書は消防機関へ回付されます。それを受けた消防機関は、救急医療の遂行上の調査を行いまして、同じく意見を付し、最終的に保健医療局に回付されます。

一方で図の右側のルートですが、保健所に申し出た医療機関は、地区医師会に申し出た旨を報告し、地区医師会から救急医療機関としての適否についてご意見を頂きます。その後、東京都医師会に回付され、東京都医師会からも意見を頂き、最終的に保健医療局に送付されます。

このようにしてそれぞれ調査書と意見書が保健医療局に提出されまして、本日開催されている検討会の意見を踏まえ、適当と認めたものを救急医療機関として東京都が認定することとなります。簡単ではございますが、関係法令や認定までの流れについては以上となります。

続きまして、切り替えの申し出がありました医療機関２件についてご説明をさせていただきます。なお今回、新規申し出の医療機関はございませんでした。

改めまして、切り替えについて説明させていただきます。切り替えの対象は大きく二つございます。一つは開設者が変更になった場合、もう一つは移転や全面改築など施設全般に関する変更があった場合となります。この切り替えですが、変更前の医療機関としていったん撤回届を出していただき、その後新規の医療機関として告示されることから、切り

替えという言葉を使っております。

今回は2医療機関が切り替えの対象となっております。切り替え理由といたしましては、敷地内移転改築となります。切り替え対象の各医療機関についての管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会からの意見はスライドのとおりとなります。また事務局も、保健所の担当者とともに実地調査において基準を満たしていることを確認してまいりました。

それでは、狛江市の学校法人慈恵大学東京慈恵会医科大学西部医療センターについてご説明させていただきます。資料2-1と併せてご確認ください。東京慈恵会医科大学西部医療センターは、建物老朽化にともない、同敷地内において2025年12月30日に新築移転となりました。スライド中央部分青丸が新棟となり、破線の青丸が解体中の旧建物の位置となります。

病院は京王線国領駅より徒歩12分の場所に位置しております。病院南側を走る狛江通り、都道11号から北、慈恵東通りに入り、救急進入口より病院敷地内に入ります。救急車搬入口はスライド左下の写真黄色丸のところとなり、病院東側の敷地内に面しております。救急車は救急搬送口への接着が可能となります。また、屋根があるため、雨に濡れることなく院内に入ることができます。病院東側を走る慈恵東通りへは、他に東側から延びる公園通りからのアクセスも可能となっております。

以後は、病院の平面図にてご説明させていただきます。こちらは1階の平面図です。スライドの赤い矢印が救急動線となります。救急搬入口を入り赤い矢印を直進に進むと、右手に初療室、救急処置室が2室ございます。さらに直進した共有廊下に面して、一般撮影室およびCT室がございます。

通路状況ですが、幅は十分にあり、ストレッチャーの動線に問題はありませんでした。スタッフステーション左側には処置・観察室が10室ございました。上階への移動については、救急搬入口風除室横の紫丸で囲まれたエレベーターにて移動することができます。エレベーターはストレッチャーで搬送する十分な広さがございました。なお、救急車搬送口を入り、すぐ右手には感染症対応室も配置してございます。この初療室3以外にも、屋外からアクセスできる陰圧室が2室ございました。

続きまして、病院3階の平面図となります。エレベーターを出て赤い矢印を進むと、手術室があります。2階フロアには検体検査室があり、血液保管庫も備わっております。救急優先病床については、6階から7階において計11床確保しております。

続きまして、救急医療機関認定検討会資料について説明させていただきます。お手元の資料2-1よりご説明させていただきます。2の設備および施設ですが、こちらはエックス線装置等、省令に定める設備が全てあることを実地調査にて確認しております。また、一般病床数は494床です。

3の医療従事者ですが、(1)が病院全体の医師、看護師数です。(2)の診療体制ですが、こちらは各時間帯の平均の医療従事者数となります。(3)が救急医療従事スタッフ

数ですが、平日、日中は医師 5 人、看護師 8 人、夜間は医師および看護師それぞれ 3 人、休日は医師および看護師それぞれ 5 人の体制となります。また 4 にありますとおり、緊急時は医師および看護師ともに必要人数はありますが、近接地からのオンコール呼び出しについても対応可能との回答となっております。

5 の放射線技師と検査技師の勤務体制ですが、放射線技師、検査技師ともに当直体制となりますが、放射線技師についてはオンコール呼び出しも可能となります。

6 の協力医療機関は、調布東山病院、東京慈恵会医科大学附属病院、葛飾医療センター、都外では東京慈恵会医科大学附属柏病院の 4 病院で、いずれも救急告示病院となります。

続きまして、武蔵野市の日本赤十字社武蔵野赤十字病院についてご説明させていただきます。資料 2-2 と併せてご確認ください。

こちらの医療機関につきましても、建物老朽化に伴い、同敷地内において 2025 年 11 月 29 日に新築移転となりました。スライド中央部分をご覧ください。黒い破線の解体 1 号館および既存 2～5 号館が今までの病院となります。そのうち救命センターおよび総合診療科、救急外来のある解体 1 号館のみ老朽化に伴い新棟建て替えとなりました。

新棟については敷地内北側、青丸建物となります。周辺図ですが、武蔵境駅から徒歩 10 分の場所に位置しております。都道 12 号武蔵境通り西側に位置いたしまして、救急車は病院北側を走る片側 1 車線の道路から敷地内に入ります。救急車の搬入口は、病院建物北側となります。

救急車入り口から敷地内に入り直進すると、救急搬入口が確認できます。救急搬入口直近に接着可能で、屋根もあるため雨等に濡れずに院内に入ることができます。患者搬入後については、搬入口前に位置する救急車停車位置、駐車場に停車可能となります。

以後は、病院の平面図にてご説明させていただきます。スライドの赤い矢印が救急動線となります。救急隊目線で救急搬入口を入り赤い矢印を直進すると、右側に青丸で囲みました救命センター処置室がございます。二次救急については、救急搬入口より直進し、左奥に処置室が 6 室ございます。赤い丸で囲まれた部分となります。CT 室および一般撮影室につきましては、救命センター処置室向かい、救急搬入口を入りすぐ左手に位置しております。緑色の丸で囲まれた部分となります。水色の丸部分は経過観察室となり、10 室備えられております。

感染症患者につきましては、オレンジ矢印の動線にて病院内に入り、オレンジ丸で囲まれた陰圧室にて診察を実施いたします。

通路状況ですが、いずれも幅は十分にあり、ストレッチャーの動線に問題はございませんでした。搬入用エレベーターも処置室中央に位置し、上階の救急専用病床および優先病床にスムーズに移動することができます。また、エレベーターはストレッチャーで搬送する十分な広さがございました。

3 階の平面図となります。スライドの赤い矢印が救急動線となります。通路ですが、幅は十分にあり、ストレッチャーの動線に問題はございませんでした。3 階には手術室があ

り、ほかに救急専用病床が30室30床、救急優先病床が8室8床ございました。2階には検体検査室があります。検体検査室内には輸血保管庫もございました。

続きまして、救急医療機関認定検討会資料について説明いたします。お手元の資料2-2をご確認ください。2の設備および施設ですが、こちらはエックス線装置等、省令に定める設備が全てあることを実地調査にて確認しております。また、一般病床数は586床です。

3の医療従事者数ですが、(3)、こちら、救急医療従事スタッフについてご説明させていただきます。平日、日中は医師18人、看護師が31人、夜間は医師15人、看護師32人、休日は医師18人、看護師59人の体制となっております。また4にありますとおり、緊急時は必要人数が確保されております。

5の放射線技師と検査技師の勤務体制ですが、いずれも当直体制が取られております。

6の協力医療機関は、武蔵野陽和会病院、武蔵境病院、野村病院の3病院で、いずれも救急告示病院となります。

切り替え医療機関についての説明は以上となります。三宅座長、よろしくお願いいたします。

○三宅座長 説明ありがとうございました。一度に全て説明いただいたんですけれども、申し出手続き等の説明までのスライドでまずご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

すみません、三宅からですけれども、手続きのスライドを見せていただいたのですが、あれは去年、令和7年度で変化ないということですのでよろしいですか。

○事務局 事務局でございます。ありがとうございます。手続きに関しましては、前年度からの変更等はありません。

○三宅座長 ありがとうございます。それでは切り替え医療機関2件ですけれども、まずは慈恵医大の西部医療センターの切り替えにつきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

では三宅から1個いいですかね。1階の平面図で、陰圧室が中に入らないで外から直接入れる部屋が2個ありましたけれども、そこも救急車で搬送したのが入る、患者を直接そこから入れるってことはあり得るんですかね。1階の平面図ってやつで、そのまだ上ですね。

○事務局 今スライドのほう準備させていただきます。三宅座長、ありがとうございます。救急隊からの感染症患者もしくは疑いの患者さんの搬送に関しましては、基本的に一番右側にあるオレンジ色丸の初療室3、陰圧室Aというところに搬送するのが基本的な流れということでお話は伺っております。

ただ、三宅座長のおっしゃるとおり、例えばその初療室3が使用されている場合は、左側にごございます初療室4、またその左側にあります陰圧室の初療室へ患者さんを搬送することは可能という話を受けております。

- 三宅座長 病院からの指示どおり、感染の疑いのある方はこの三つを使うということによってよろしいでしょうか。
- 事務局 そのとおりでございます。
- 三宅座長 ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。委員の皆様、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。そしたら2件目の武蔵野赤十字病院、こちらのほうでご質問、ご意見等ございますでしょうか。
- 永野委員 よろしいでしょうか。
- 三宅座長 どうぞ。
- 永野委員 三宅座長、東京消防庁、永野でございます。
- 三宅座長 はい、どうぞ。
- 永野委員 恐れ入ります。意見というよりは質問ですけれども、資料2の、二つの医療機関に対しての検討資料2-1と2-2がございますけれども、ご説明があった3の(3)の救急医療従事スタッフ数の欄ですけれども、二次医療機関と三次医療機関の差はあるにしても、スタッフ数の桁があまりに違うんですけれども、これは計算方法が何か違うということでしょうか。
- 事務局 事務局で。
- 永野委員 はい、お願いします。
- 事務局 事務局でございます。計算方法は同じになっております。
- 永野委員 そうすると、休日に勤務しているスタッフの数が、慈恵医大の西部医療センターさんと看護師さんは例えば休日は5人、それで武蔵野日赤さんは59.5人というのが、これが届け出上の数という、差があるということでしょうか。
- 事務局 そのとおりでございます。
- 永野委員 分かりました。ありがとうございます。
- 三宅座長 看護師5人というのは救急やってる方の数だけとか、そういうことじゃないんでしょうかね。病院全体あるいは救急担当とか、そういう違いがあるんじゃないかなと思ったりもしたんですけど、その辺はいかがです？ 特に計算間違いとかはないということよろしいですか。
- 事務局 計算間違い等はございません。恐らく武蔵野赤十字病院に関しましては救命センター等もある病院でして、その救命センター等の従事スタッフの数も中に組み込んで算出しているかと考えております。
- 三宅座長 分かりました。二次と三次の違いということによろしいですかね。ほかにご意見ございますか。武蔵野日赤のほうに関してご意見ございますでしょうか。これ、武蔵野日赤は古い1号館が新しく新棟になって、進入からの距離が短くなったという判断でよろしいでしょうか。
- 事務局 三宅座長、ありがとうございます。救急進入口が北側が変わっているような形となりまして、距離自体はものすごい短くなったということはないとは思うのですけれど

も、私自身、実地検査に行きまして、救急車の入り口部分も分かりやすく、また道幅も広くて、ロータリー内も救急車以外進入できないということで、患者さんの搬入に関してはスムーズに搬送できるのではないかと感じました。

また救急搬入口も、実地検査の際、同時に救急車3台ぐらい救急搬送されていたのですが、いずれもひさしの下の部分で患者さんを搬送することができており、安全に複数の患者さんを院内に収容することができているという印象を受けております。

- 三宅座長 ありがとうございます。写真のほうでもひさしはかなり大きく突き出しているのが分かりますので、ありがとうございます。ほかにご意見等ございますか。それではありがとうございます。今回切り替えの申し出がありました医療機関につきましては、救急医療機関として認定することが適当であるというふうに確認させていただきます。

それでは次に、事務局より、更新の申し出があった医療機関について説明をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。それでは、更新45医療機関についてご説明させていただきます。こちらは数が多いので、概要のみの説明とさせていただきます。

こちらに記載されております医療機関につきましては、3年に1度の更新に伴い申し出のあった医療機関となります。こちらで管轄の保健所、消防署が調査を行いまして、全ての医療機関で適当とのご意見を頂いております。また、地区医師会、都医師会の意見につきましても全て適当であるという意見を頂いております。

今回申し出がございました45医療機関中32医療機関で、今年度東京都指定二次の救急医療機関として、休日、夜間診療事業にご協力いただいているところでございます。

簡単ではございますが、更新医療機関のご説明については以上となります。三宅座長、よろしくお願いいたします。

- 三宅座長 ありがとうございます。ただ今説明いただきました更新45件の申し出につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、今回更新の申し出がありました医療機関につきまして、救急医療機関として認定することが適当であるというふうに確認させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次にその他として、事務局からお願いいたします。

- 事務局 報告事項に移らせていただきます。こちらは令和7年度中の、現在までに救急告示撤回の申し出のあった医療機関となります。

1～4までの医療機関につきましては、前回の検討会においてご報告をさせていたっている医療機関となります。撤回理由につきましては、それぞれ備考欄のとおりとなります。

スライドは、救急医療機関と一般病床の数の推移となります。令和2年4月1日から令和8年4月1日までの期間で、オレンジ色の折れ線が救急医療機関数となります。また水

色の折れ線の一般病床数に関しては、複数の医療機関からの変更の届け出があったものも反映させていただいております。事務局からの説明は以上となります。三宅座長、よろしくお願いいたします。

○三宅座長 ありがとうございます。それでは、本日ご審議いただきました救急医療機関の認定につきましては、令和8年8月1日付告示で行う予定です。最後にご意見等ございますか。特にございませんでしたら事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

○救急災害医療課長 三宅座長、ありがとうございます。次回の定例の告示は、令和8年12月15日でございます。検討会は11月上旬ごろを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。ウェブの皆様は順次ご退出をいただければと存じます。皆様、本日はお忙しい中ありがとうございました。

(午後 11時31分 閉会)